

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により福島県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を指定した件 二五
- 計量器の定期検査を実施する件 二六
- 保安林の指定をする件 二七
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件 二七
- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第九条第一項の規定により特定小売商業施設の新設について届出があった件 二八
- 福島海区漁業調整委員会 二八
- いかつり漁業について指示する件 二九

告 示

福島県告示第二百九十号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、公益社団法人福島県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

平成三十一年四月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

総合工事業	業 種	居住施設・ビル等の管理の職業	職 種	郡山市	市町村の区域
-------	-----	----------------	-----	-----	--------

道路貨物運送業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	相馬市
金属製品製造業	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	相馬市
物品賃貸業	清掃の職業	
機械器具卸売業	自動車運転の職業	
家具・装備品製造業	製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	いわき市
社会保険・社会福祉・介護事業	その他のサービスの職業	
医療業	自動車運転の職業	
学校教育	その他のサービスの職業	
洗濯・理容・美容・浴場業	生活衛生サービスの職業	
技術サービス業（他に分類されないもの。）	その他の運搬・清掃・包装等の職業	
各種商品小売業	運搬の職業	
各種商品卸売業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	
食料品製造業	製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	

各種商品小売業	商品販売の職業	商品販売の職業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	各種商品小売業
機械器具小売業	商品販売の職業	商品販売の職業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	機械器具小売業
物品賃貸業	清掃の職業	清掃の職業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	物品賃貸業
社会保険・社会福祉・介護事業	住居施設・ビル等の管理の職業	住居施設・ビル等の管理の職業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	社会保険・社会福祉・介護事業
医療業	自動車運転の職業	自動車運転の職業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	医療業
社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービスの職業	介護サービスの職業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	社会保険・社会福祉・介護事業
廃棄物処理業	自動車運転の職業	自動車運転の職業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	廃棄物処理業
金属製品製造業	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	金属製品製造業
電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	電子部品・デバイス・電子回路製造業
機械器具卸売業	自動車運転の職業	自動車運転の職業	その他の運搬・清掃・包装等の職業	機械器具卸売業
各種商品小売業	製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	その他の運搬・清掃・包装等の職業	各種商品小売業
				南相馬市
				田村市

同 郡国見町	伊達郡桑折町	同 郡川俣町	同 郡国見町
検査区域	伊達郡桑折町	同 郡川俣町	同 郡国見町
対象となる特定計量器	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）	同	同
検査の期日及び時間	五月八日 午前一〇時から 午前一二時まで	五月九日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	五月一〇日
検査場所	桑折町役場	川俣町中央公民館	国見町観月台文

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査
 福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第二百九十一号
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成三十一年四月二日

二 指定年月日
 平成三十一年四月一日
 （雇用労政課）

備考 業種は日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類（平成二十三年六月改訂）の中分類に定める区分による。

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

伊達市	右に掲げる市町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午前一〇時から 午前一二時まで	午前一〇時から 午前一二時まで	伊達ふれあいセンター
			五月二日 午前一〇時から 午後一時まで	五月二日 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	化センター
			五月二日 午前九時から 午後一時まで	五月二日 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	ふるさとふれあいホール
			五月二日 午前九時から 午後一時まで	五月二日 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	伊達市役所霊山総合支所
			五月二日 午前九時から 午後一時まで	五月二日 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	梁川中央交流館
			五月二日 午前九時から 午後一時まで	五月二日 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	保原体育館
			五月二日 午前九時から 午後一時まで	五月二日 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	福島県計量検定所

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
伊達市、伊達郡桑折町、同郡国見町及び同郡川俣町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十一年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林の所在場所
白河市大信増見字中沢二八の一
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

田崎久男 渡部熊喜

- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第二百九十二号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 猪俣慶喜 佐藤久二
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第二百九十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 後藤正 後藤未吉
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第二百九十四号）によること。

をこす。

（森林保全課）

公 告

公告第五十八号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第二十号）第九条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書面を平成三十一年四月三日から同年七月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 特定小売商業施設を設置する者
 - 名称 株式会社アクティブワン
 - 住所 福島県白河市新白河四丁目六〇番地
 - 代表者の氏名 代表取締役 鈴木 俊雄
- 二 特定小売商業施設の名称
 - メガステージ二本松
- 三 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積
 - 1 所在地
 - 二本松市冠木三九番ほか
 - 2 敷地面積 三万八千二百四十二平方メートル
- 四 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為の着手年月日
 - 平成三十一年十二月十日
- 五 特定小売商業施設の新築、小売商業施設の増築若しくは改築又は小売商業施設への用途の変更の着手年月日
 - 平成三十二年六月十日
- 六 特定小売商業施設の新設の予定日
 - 平成三十二年十一月十日
- 七 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積
 - 1 店舗面積の合計 九千九百三十三平方メートル
 - 2 延べ面積 一万二千三百六十三平方メートル
- 八 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域
 - 1 集客予定数 一日当たり約五千三百人
 - 2 集客予定区域 二本松市全域
- 九 届出年月日
 - 平成三十一年三月二十二日

福島海区漁業調整委員会

(商業まちづくり課)

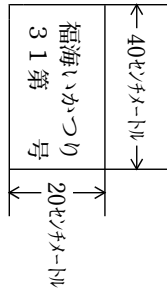
福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。
平成三十一年四月二日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

- 一 操業の承認
いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船
いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。
- 三 操業期間
操業期間は、平成三十一年六月一日から平成三十二年一月三十一日までとする。制限又は条件
- 四 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。
双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域
- 五 承認証の備付け及び標識の表示
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 六 操業の協定
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。
- 七 漁獲成績の報告



- 八 操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 九 承認の取消し
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- 十 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成三十一年六月一日から平成三十二年五月三十一日までとする。

